

様式第2号

令和7年度 門真南駅第1自転車駐車場、門真南駅北自転車駐車場、門真南駅東自転車駐車場、門真南駅東第2自転車駐車場、門真市駅北自転車駐車場、門真市駅南第2自転車駐車場、門真市駅南第3自転車駐車場、古川橋駅自転車駐車場、大和田駅自転車駐車場、萱島駅西自転車駐車場及び門真南駅機械式自転車駐車場 指定管理者総合評価

【評価対象年度】：令和6年度

施設のサービス水準の視点コメント

丁寧な接客姿勢が利用者への満足度向上に繋がり、それがアンケート結果にも反映されており、評価できる点である。また、利用者の満足度を向上するよう電動アシスト自転車の充電サービス等の自主事業においても努められていた。アンケート内で利用者の方からの要望等に対し、対応できる内容を指定管理者として提案いただき、更なるサービス水準の向上に努められたい。

収支状況 コメント

指定管理者の変更による費用を要したものの、経費等の見直しや光熱水費節約により費用削減された事により、支出が収入を上回らないよう適切に運営されており評価できる。

市による総合評価 コメント

前回の指定管理者としての運営実績を踏まえつつ、新たに共同事業体化して、引き続いての指定管理者としてであったので、安定的な施設運営を図られていた。特に管理人の接客態度においては、利用者からは高い満足度の声が多く見受けられ、駐輪場全体の満足度が高い水準であった。また、年度途上に供用を開始した門真南駅東第2自転車駐車場においても高い利用率で運営する事ができており、評価できる点である。

利用率においては、昨年度と同等程度であるが、一部施設において利用枠の見直しをし、駐輪需要に応じて適切になされていた。

全体としては、協定事項等の水準どおり施設運営されていたと判断する。

総合評価

B

総合評価区分凡例

- A：協定事項等を上回る水準で施設運営がされ、大変良好なサービスが提供されている
- B：概ね協定事項等の水準どおり施設運営がされている
- C：協定事項等の水準以下であった